

発行/富山県生活文化課・富山県消費生活センター

くらしの情報 とやま

トピックス

してはいけない「カードの貸し借り、名義貸し」…P2
“中食”に関するアンケート結果から……………P3

2004.2.1 No.103

2・3月号

この情報誌は、富山県ホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>)でもご覧になれます。くらしの
相談窓
から

資格講座未修了の架空請求

相談 ある日突然、「貴殿が以前より取り組まれていた通信教育の講座が、未だに修了されていない。解約手続をするに当たり、これまでの講座継続費用として465,000円を請求する。支払わない場合は弁護士に依頼して告訴し、給与差押等の法的手続をとる。また、職場や近隣にご迷惑をおかけするおそれがある」などと書かれた書類が、B社から届いた。

5年前、電話勧誘でA社と行政書士資格講座の契約をしたことがあるが、仕事に取り紛れて資格を取らないままになっていた。本当にこんなことが、あるのだろうか。

回答 架空請求にも、いろいろな手口があり、この事例も架空請求の一つと考えられます。業者は、脅迫的な文言を並べて、不安に落とし入れますが、単に言葉一つで脅しているだけと思われます。

まず、過去に、講座を受講して、資格を取らないままになっていたからといって、解約手続を取らなければならないということ自体がおかしいことです。5年間、全く連絡も無かったのに今になって、突然これまでの講座継続費用を請求されるのもうなずけません。

また、A社ではなく、B社から受講費用を請求してくるのも不可解なことです。過

去に受講歴のある者の名簿が業者間に出回っていて、利用されていると考えざるを得ません。この手口は、たくさんの人にこうした不安におとし入れる請求をして、そのうちの幾人かに、口座にお金を振り込ませるようにする詐欺的行為なのです。

これらの振込先の口座名義は、インターネット上で売買されていたり、偽名であったりするので、振り込んでしまうとお金を取り戻すことは、非常に困難です。

届いた封書に、連絡するようにとか、何日までに振り込むようにと書かれていても、無視して相手にしないことが、被害に遭わない一番の方法です。

消費生活の
ご相談は

●富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

☎(076)432-9233(消費生活相談)

☎(076)433-3252(消費者金融相談)

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

●富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

☎(0766)25-2777

(消費生活相談、消費者金融相談)

★身近な市町でも専任相談員による相談が受けられます(詳しい相談日、時間は各市町におたずねください。)

●富山市民生活相談課(平日)

☎(076)443-2047

●立山町商工観光課(月2回)

☎(076)463-1121 内261

●高岡市民生活課(平日)

☎(0766)20-1522

●小杉町産業振興課(火・金)

☎(0766)56-1592

※なお、富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)では、土・日曜でも消費生活に関するアドバイスを行っています。

してはいけない 「カードの貸し借り、名義貸し」

ケース1 クレジットカードの貸し借り



事例 ちょっとした事情からクレジットカードを友人に貸したところ、クレジット会社から多額の請求を受けてトラブルになった。(22歳OL A)

解説

- ・クレジットカードの契約は、カード会社とカードの名義人との間の契約であり、クレジットカードの所有権は、カード発行会社にあります。他人に貸すことは、カード会社との契約違反になります。〔クレジットは信用という意味です〕カード会社は、あなたにカードを貸しているにすぎません。
- ・クレジットカードの裏面には、カードに署名された本人以外は使用できず、貸与、譲渡、質入れすることもできないなどと書かれています。
- ・クレジットカードが使われた場合には、原則的にはカードの名義人(A)が支払わなければなりません。

助言 クレジットカードは、他人に貸してはいけません。承知の上で貸した場合は、カード使用にかかる全責任は名義人が負うこととなります。なお、カードの管理に充分注意しましょう。紛失したり盗難にあったときは、直ちにカード発行会社に届け出てください。

ケース2 消費者金融の名義貸し



事例 2年前に自己破産した友人から、絶対に迷惑はかけないからあなたの名前で消費者金融からお金を借りて、私に貸してほしいと頼み込まれ、そのとおりにした。初めの2~3回は、友人が返済していたが、そのうち行方不明になった。途端に業者から私のところに支払い督促がくるようになった。(25歳会社員)

解説

- ・消費者金融会社と金銭消費貸借契約をしたのは、名義人であるあなたです。支払いが滞れば、当然あなたのところへ支払い催促がきます。業者は、あなたと友人との間の事情などを考慮してくれません。

助言 名義を貸すということは、あなた自身が借金の申し込みをすることです。絶対に名義を貸してはいけません。

甘い口約束だけを信じて名義貸しするのは絶対にやめましょう。名義貸しでも契約は有効。契約名義人に料金が請求されます。契約をするということをよく理解して、かしい消費者になりましょう。



食の安全・安心を考える “中食(なかしょく)”に関するアンケート結果から

県が昨年7月から8月に富山県消費者協会に委託実施した中食に関するアンケート結果を報告します。

※中食とは？

持ち帰り弁当、惣菜等、そのまま食べられる状態に調理されたものを家などに持ち帰って利用する食事のことです。

◇調査目的◇

最近多くの方が利用する中食について、今後の安全・安心できる食生活を考えるために実施したものです。

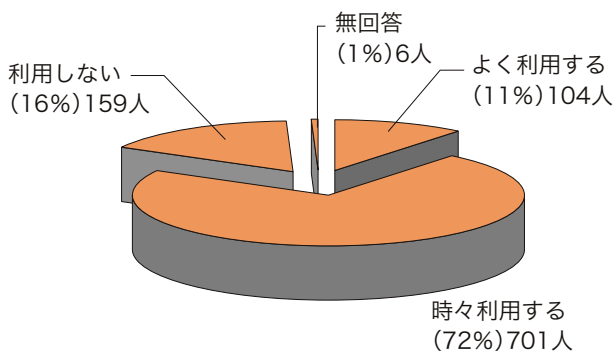
◇調査対象◇

1,076名(回答者970名、回答率90%)

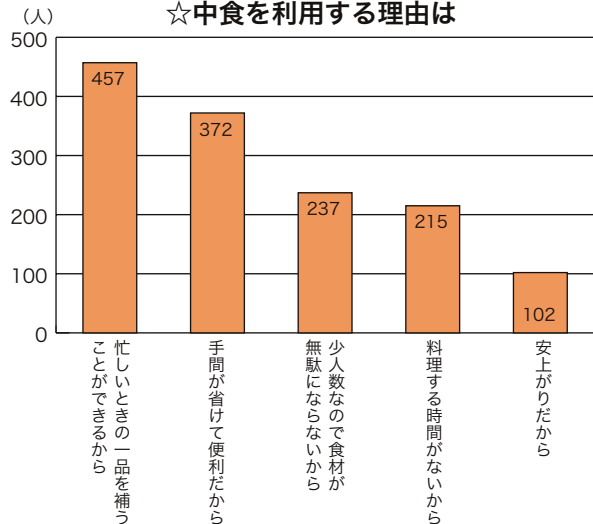
回答者は消費者グループメンバー等が80%、50～60代が50%を占める。

◇調査結果◇

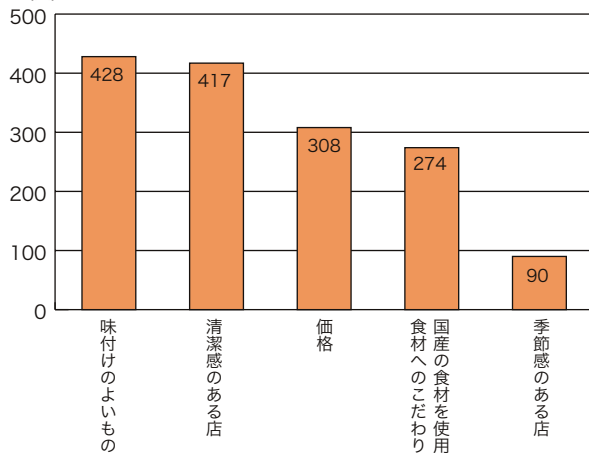
☆中食を利用するか



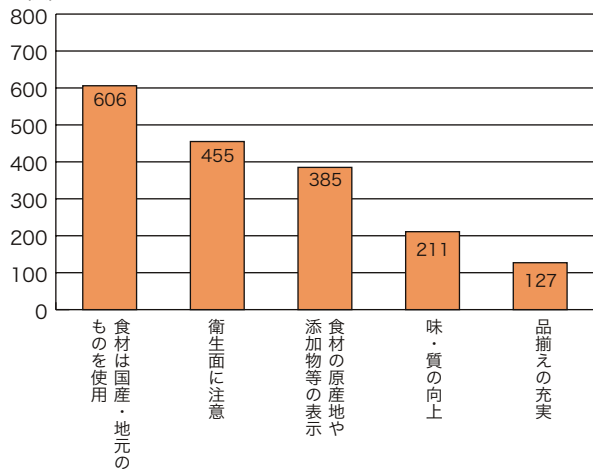
☆中食を利用する理由は



☆中食を購入する際のポイントは何か



☆中食に対する要望は



◇調査結果のまとめ◇

中食利用者は、時々利用する人も含めると83%で、忙しくて調理する時間がない、少人数なので食材が無駄にならないなどの理由で利用されている。

中食に対する要望としては、食材は国産や地元のものを使用してほしい、衛生的に調理してほしい、食材の原産地や添加物の表示がほしいなどの意見があった。

身近なことから始めてみませんか

～2月は省エネ月間です～

冬季は、暖房に使うエネルギーをはじめ家庭でのエネルギー消費が最も大きい時期です。そのため特に寒さの厳しい2月が「省エネルギー月間」に定められています。ちょっとした工夫で、電気代も節約できます。できることから早速、始めてみませんか？



①暖房中の室温は20℃以下に設定しましょう。



⑥食器洗いに使用するお湯の温度を5℃低くしましょう。



②1日1時間、暖房器具の使用を控えましょう。



⑦冷蔵庫に物を詰めすぎると冷気の流れが悪くなり、余分な電力を消費します。



③お風呂はお湯が冷めないうちに続けて入りましょう。



⑧掃除機を使用する際には、集塵袋の手入れ等に心がけ、効率的な使用に努めましょう。



④見たい番組を決めて、1日1時間テレビの視聴を控えましょう。



⑨短距離の移動には自動車を自粛して徒歩、自転車の利用をしましょう。



⑤電気製品の主電源をこまめに切りましょう。



⑩照明をこまめに消灯することに努めましょう。

公正取引委員会消費者モニター募集のお知らせ

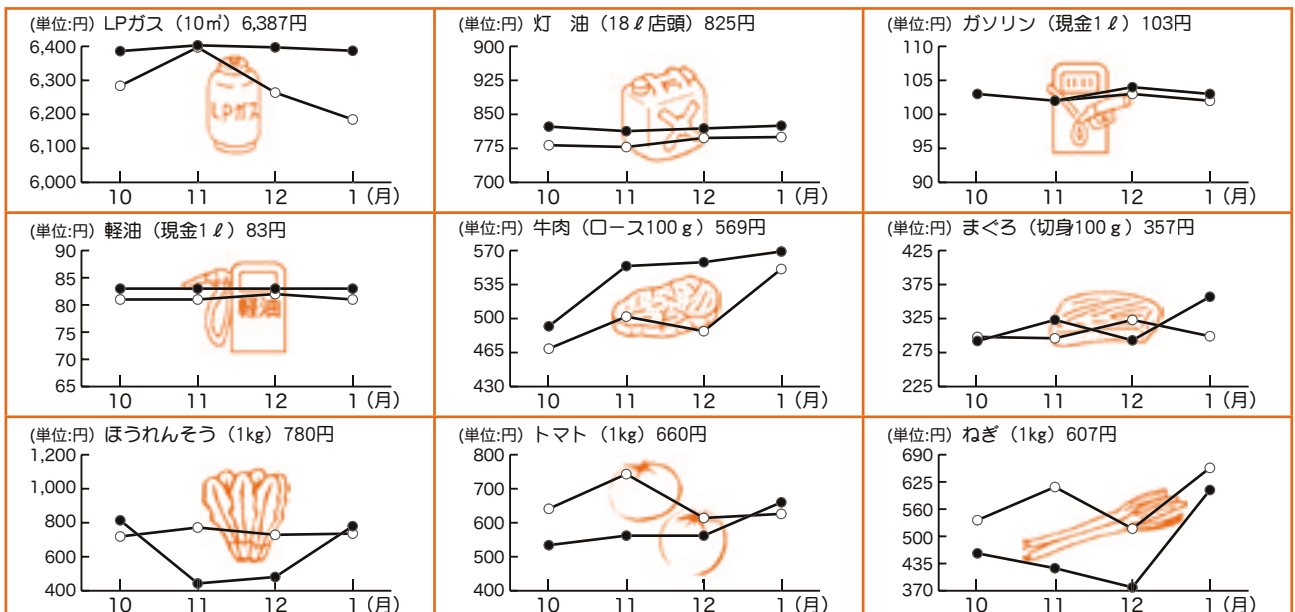
公正取引委員会では、消費者行政に一般消費者の意見を反映させ、委員会業務に消費者の立場から協力していただくために、消費者モニターを募集しています。

1. 応募資格 20歳以上の消費者
2. 仕事の内容 モニター研修会に出席（年2回）、アンケート調査に回答、意見・情報の提供など
3. 任期 平成16年4月1日～平成17年3月31日
4. 募集期間 平成16年2月6日（金）（当日消印有効）まで
5. 問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課
TEL 052-961-9423

くらしの価格

生活必需物資価格動向調査結果(1月分)

金額 平成16年1月調査の価格
● 今年の価格(消費税込み)
○ 昨年の価格(消費税込み)



この調査は、非定店(店を特定しない)調査ですので、数字は一応の目安としてください。